

## 第 1 1 5 回奈良国際文化観光都市建設審議会会議録

開催日時	平成30年11月14日(水) 午前9時30分から午前11時15分まで		
開催場所	奈良市役所中央棟6階正庁		
出席者	委員	伊藤(忠通)会長、前迫副会長、伊藤(隆司)委員、大西委員、倉橋委員、下村委員、杉江委員、異委員、中山委員、藤田委員、増井委員、松石委員、松村委員(代理出席 城田氏)、山本(あつし)委員、山本(直子)委員【計15人出席】(井上委員、魚谷委員、大窪委員、川村委員、佐藤委員は欠席)	
	事務局	西谷副市長、岡本都市整備部長、藤原都市計画課長、中村開発指導課長、金子建築指導課長、荻田景観課長、松山都市計画課主幹、小林都市計画課長補佐、生田都市計画課長補佐、佐々木景観課長補佐 他【15名出席】	
開催形態	公開(傍聴人0人)	担当課	都市整備部都市計画課
議題等	<p>(議題)</p> <p>1. 会長、副会長の選出</p> <p>(議案)</p> <p>1. 会議録の公開方法について</p> <p>2. 大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)生産緑地地区の変更(案)について(市決定)</p> <p>(その他)</p> <p>1. 生産緑地法等の改正の概要について(報告)</p>		
決定又は取り纏め事項	<p>(議題)</p> <p>1. 会長に伊藤(忠通)委員を選出し、副会長に前迫委員が指名された。</p> <p>(議案)</p> <p>1. 審議会の会議録を議事、質疑等の要点筆記に変更し、作成に利用した音声データは保管することとされた。</p> <p>2. 原案どおり可決された。</p> <p>(その他)</p> <p>1. 事務局より、生産緑地法等の改正の概要について(報告)の説明を行った。</p>		
<b>議事の概要及び議題等に対する主な意見等</b>			
<p>(議題)</p> <p>1. 会長及び副会長の選出 (会長に伊藤(忠通)委員を選出し、副会長に前迫委員が指名された。)</p> <p>(議案)</p> <p>1. 会議録の公開方法について</p>			

(審議会の会議録について、本市の指針に基づき、会議の内容の全部を文書化した従来の会議録から、要点筆記に変更することを事務局より提案し、審議された。)

松石委員：

- ・概要版に変更してもらってもよいが、要約する段階で発言者の意図と異なってしまいう可能性があるため音声データは必要かと考える。できるだけ長期で保管してもらいたい、保存期間はどのように考えているのか。

(事務局より、都市計画の見直しサイクル等を考慮すると、事務局としては10年の保存期間が適当ではないかと考えていると説明。)

下村委員：

- ・審議会の決定事項について、その結論に至った経緯が記録されないことはガバナンスの観点から問題ではないか。
- ・今後、委員の発言が要約されて公開されることで、どう外向けに伝わっていくかということ議論すべきではないか。

(事務局より、要約することで、審議の経緯や、発言者の意図が正しく伝わらないリスクについては、会議録の公開前に発言委員に確認の手続きを踏むため、その際に回避できると考えていると説明。)

山本(あつし)委員：

- ・総務課の文書における「会議録作成後に速やかに消去」という記載の意図が知りたい。音声データは、保管スペース等の面からも永久に保管することが可能と思われる。30年前の議論が、そのまの重要なアーカイブになってくることもあるだろう。消去することの理由が記載されていない総務課の文書には違和感がある。

(事務局より、会議録作成を目的とした音声データのため会議録作成後は消去という考え方になるが、審議会での決定事項の成果が完全に完了したことを以って消去という考え方もできるかと思うと説明。)

松石委員：

- ・(市の指針において音声データを消去するとされていることについて、)一般的に審議会等においては、あらかじめ「会議録作成のために録音します。」と言っているので、会議録の作成後は消去という考え方になるのだろう。消去する理由は、言い間違い等を訂正し、訂正されたものが正式な会議録として公開されるのだから、基になる音声データは不要だという解釈だろう。

中山委員：

- ・これまでの詳細に記載した会議録の保管期間を永久としていたのであれば、それとの並びで考えると、要約した会議録になった場合は、音声データは永久保存とすることだろうか。

前迫副会長：

- ・都市計画は50年、100年という息の長いものであり、会議録を含めてデジタル化したものであれば半永久的に保管はできるのではないかと。

増井委員：

- ・都市計画は10年で完結するという性格のものではないと考える。まちづくりの考え方は、いろんな時代の事業がまちの歴史として蓄積された中で、どれだけ特徴的なものを見つけ出し、どう活かしていくかというようになってきている。都市計画の議論が、100年後、まちの魅力や価値を再発見するため重要になる場合があり、何か手がかりを残すために都市計画に関する資料の保存期間は永久になってきたのではないかと。極力残していくという発想が重要で、デジタルデータだけでも残していくてはどうか。

山本（直子）委員：

- ・概要版に変更してもよいが、審議した内容を後から振り返れるように何か記録は残しておくべきと考える。今後、重要な案件が審議されていく中で、音声データを消去するのは適切でないとする。
- ・案件によって従来の詳細な会議録を作成してほしいとの要請はできるだろうか。（事務局より、詳細は会議録について時間はかかるが対応は可能と説明。）

松石委員：

- ・（委員の要請による詳細な会議録の作成について、）基準を決めることが大切なので、概要版に変更すると決めれば概要版で確定させ、詳細な会議録は委員自身で努力して対応してはどうだろうか。

伊藤会長：

- ・デジタルデータであれば永久に保存できると考えられ、従来から保存期間を永久としていたのであれば、概要版の会議録と音声データ共に保管していくということかどうか。音声データの中で言い間違い等があったとしても、それをベースに修正された結果としての会議録があり、審議のプロセスを確認するものとして音声データを残しておくという考え方でどうか。

松石委員：

- ・あくまで会議録作成のための事務資料である音声データも情報公開の対象になるのか。言い間違い等を含む音声データが独り歩きしてしまう可能性が気になる。

伊藤会長：

- ・音声データの情報公開における取扱いについては、事務局から配布されている総務課の文書により開示の対象になると記載されているので、開示する必要があるだろう。

大西委員：

- ・例えば、市議会のように映像を録画したものをサーバー上で保管し、市民の方に自由に見てもらうことはできないか。事務局のテープ起こし作業が省力化でき、ニュアンスが伝わらないという心配もなくなるのではないか。  
(事務局より、審議会の要請であれば不可能ではないと思われると説明。)

増井委員：

- ・(審議会の映像での公開について、) 当審議会は学識経験者や市民の代表も含め議論する場であり、市議会と同じようなオープン性を求めるのは違うのではないだろうか。審議の証拠として音声を残すという位置づけが適当ではないだろうか。

前迫副会長

- ・映像は容量が大きく、また、音声データを保管することの趣旨は、どのように議論され、どのように結論に至ったかというエビデンスであり、映像として公開する必要性は低いのではないか。

伊藤会長：

- ・委員の意見を踏まえ、事務局の提案どおり当審議会の会議録を要点筆記による概要版に変更し、会議録及び音声データについて保管期間を永久とする。また、委員の意見により、審議を経て、議案によって詳細な会議録を作成することができることとしてよろしいか。

⇒委員同意により決定された。

## 2. 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更（案）について（市決定）

(奈良市の生産緑地地区の指定面積を102.88haから100.92haとし、地区数を622箇所から610箇所とする生産緑地地区の変更（案）について事務局より説明を行い、審議された。)

前迫副会長：

- ・生産緑地地区内で整備された「公共施設」には、奈良市で整備したもの以外に、民間で整備された保育所も含まれている。「公共施設」の取り扱いはどのようになっているのか。

(事務局より、生産緑地法に規定された「公共施設」の定義は、土地収用法に掲げられた施設であり、道路法による道路整備、河川法が適用される河川整備など。また、社会福祉事業に規定された民間保育所なども該当し、公共施設の定義としては、幅広い内容となっていると説明。)

大西委員：

- ・今回の都市計画変更案は、どの時点からの案件をとりまとめたものなのか。

(事務局より、生産緑地地区の都市計画変更については、年1回定期的に手続きを進めており、例年7月頃に県との事前協議を行っている関係上、昨年7月頃から今年の7月頃までの変更案件をとりまとめたものとなっていると説明。)

中山委員：

- ・今回の都市計画変更案が仮に否決された場合、すでに行為制限の解除された生産緑地などはどのようになるのか。

(事務局より、買い取り申し出が提出され3ヶ月以内に所有権の移転が行われなかったものについては、行為の制限解除となり、都市計画変更の手続きを待たずして宅地としての土地利用転換が可能である。仮に都市計画変更すべきでないとの見解が示された場合、都市計画図には生産緑地地区が存置したままとなり、固定資産税についても生産緑地としての農地評価・農地課税が継続されることとなると説明。)

⇒全員賛成により、原案どおり可決された。

(その他)

#### 1. 生産緑地法等の改正の概要について (報告)

(事務局より、生産緑地法等の改正の概要について報告資料を基に説明を行った。)

資 料	<p>【資料1】 審議会等の周知等について</p> <p>【資料2】 奈良市審議会等の会議の公開に関する指針</p> <p>【資料3】 奈良国際文化観光都市建設審議会の会議の公開に関する取扱方針</p> <p>【資料4】 第112回会議録 (概要版)</p> <p>【資料5】 第112回会議録 (従来版)</p> <p>【資料6】 大和都市計画 (奈良国際文化観光都市建設計画) 生産緑地地区の変更 (案) について (市決定)</p> <p>【資料7】 生産緑地法等の改正の概要について (報告)</p> <p>【資料8】 次第</p> <p>【資料9】 審議会委員名簿</p> <p>【資料10】 座席表</p>
-----	---